

第 3 5 回太田市都市計画審議会 議事録

開催期間	令和 4 年 8 月 1 9 日（金） から 令和 4 年 9 月 8 日（木）
参加委員	加藤正己委員、高橋佑介委員、齊藤早苗委員、長島佳男委員、湯沢昭委員、岩崎喜久雄委員、高田靖委員、中村和正委員、渡辺謙一郎委員、大川敬道委員、小竹彰委員、窪田裕一委員、高瀬巖委員、野上晃一委員、箱田美紀委員、中村芳恵委員
議案担当課	都市計画課
議案	議案第 1 号 太田都市計画地区計画の変更（只上地区の変更）について
議事日程	<p>1. 審議会の開会及び審議の開始 令和 4 年 8 月 1 9 日～8 月 2 9 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付書類 都市計画審議会開催通知 書面開催の流れ 議案書 議案書に係る説明資料 質疑依頼書 議案に対する質疑書 <p>2. 回答結果報告及び議案に対する決議 令和 4 年 8 月 3 1 日～9 日 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付書類 書面開催の流れ 決議依頼書 質疑に対する回答書 都市計画法第 1 7 条縦覧結果報告書 議案に対する書面決議書 <p>3. 結果報告 令和 4 年 9 月 8 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付書類 審議会開催結果報告

議事内容

1. 第35回都市計画審議会書面決議に係る議案に対する質疑の受付

・令和4年8月19日～8月29日まで受付

→参加委員3名からの質疑あり

① 長島佳男委員

【1】高さ限度に関し

高さ限度の対象となる「建築等」には外壁が含まれていないとのこと。外壁についても周辺住環境との調和（例：日照問題→農作物への影響）の点から高さについての考慮が必要と思います。

●回答

→建築物の外壁については、当該高さ制限の対象となりますが、ブロック塀やフェンス等（以下、「塀等」）については、対象に含まれません。過去に日照を妨げるような塀等が建築された例はなく、一般的には、建築物の高さを超え、農作物へ影響を与えるほどの高さのある塀等が建築されることは考えにくいことから、塀等については高さに制限は設けておりません。

また、地区計画の届出書が提出された際には工作物等についても注視し、常識的な範囲での設置を指導してまいります。

【2】意見書に関し

(1) 環境基準

騒音、振動など昼夜における環境基準を教えてください。

●回答

→騒音・振動については時間帯ごとに基準値を設け規制しています。詳しくは、別添のとおりです。

なお、当該地区の用途地域は準工業地域です。

(2) 環境基準・車の進入経路等、いわゆる社会のルールへの順守

事業実施者に社会のルールを順守していただくことは当然ではあるものの、事業の進展と共にその意識が希薄になることが往々にして見受けられます。ルール違反は周辺住環境、周辺農業環境にも影響を与え（最悪の場合人身事故）ます。

事業実施者には徹底したルール順守をお願いすると共に違反に対しては迅速な対応をお願いします。可能であれば警察当局の知恵をお借りし事故対応マニュアルの作成等事前準備も必要かと思っております。

●回答

→本地区の進出企業に対しては周辺住環境への負荷を勘案し、上記環境基準や車の侵入経路等について、ルールの順守を指導していくとともに、必要に応じて、関係部署及び警察等とも連携、協力しながら対応してまいります。

②湯沢昭委員

都市計画図の用途地域によると当該地区の周辺（両隣）も準工業地域のように見えるが、地区計画としての整合性はどのようになっているのか。

●回答

→当該地区の北側と南側に隣接する地域は、当該地区同様に用途地域については準工業地域に指定されています。

結果的に当該地区は周辺の準工業地域に比べ地区計画により、厳しい制限が課される形となっておりますが、当該地区については、周辺地域に比べ、既に周辺に隣接する形で集落が形成されているなど、地域固有の課題に対応する必要性に鑑み、地区計画の策定を行ったものであります。

また、地区計画については、用途地域などに比べ、地区レベルのよりきめ細やかな都市計画でありますので、同一用途地域内の一部に地区計画を策定することによって都市計画としての整合性が失われるものではないと考えています。

③箱田美紀委員

水害のハザードマップを見ると浸水も考えられる地域ですが、万一際避難所協力等、ここに建設される企業に依頼など予めされるのでしょうか？

又、浸水の際、工場から廃液等地域へ出ないように、工夫等は予めされるのでしょうか？

●回答

→避難所協力等については、公共施設・公園等既存の指定された近隣の避難所を活用する方針とし、当該地区内への進出企業に依頼などは行っていません。

また、進出企業の浸水の際の工場からの廃液などの処理については法令等に即し、関係部署と協力し、市内事業所に対して適切な指導に努めています。

2. 第35回都市計画審議会書面決議について

・令和4年8月31日～9月7日

→異存なし16名 異存あり0名

ただ、決議にあたり下記の意見が付された。

・大規模災害時には、進出企業へも事前に協力等を依頼する必要があるのではないか。

以上の結果から議案に対して異存なしとした。